（案）

委　託　契　約　書

委 託 業 務 の 名 称　　R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務

委 託 業 務 の 場 所　　民族共生象徴空間（北海道白老郡白老町）

委託業務実施期間　　自　令和　９年　４月　１日
至　令和１３年　３月３１日

委 託 料 の 限 度 額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）

ただし、各会計年度における委託料の限度額（以下「各年度の限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 9 年度　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）
令和 10 年度　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）
令和 11 年度　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）
令和 12 年度　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）

契　約　保　証　金　　免除

上記業務の委託について、委託者 公益財団法人アイヌ民族文化財団と受託者　　との間において、次の条項により委託契約を締結する。

この契約の証として、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上各自１通を保有する。

令和９年　４月　１日

委　託　者　住所　北海道札幌市中央区北１条西７丁目プレスト１・７
氏名　公益財団法人アイヌ民族文化財団
理事長　　常　本　照　樹　　㊞

受　託　者
住所
氏名

（総則）

第１条　受託者は、別冊の R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務実施要項、共通仕様書及び個別仕様書（以下「実施要項等」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額（以下「委託料」という。）以内をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を実施しなければならない。

２　本契約書及び前項の実施要項等に明示されていない事項があるときには、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第３条　受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

２　前項の「主たる部分」とは、業務における統括責任者、業務責任者の配置、本業務の総合的な遂行管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等をいうものとする。

３　受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲､再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

６　受託者が、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

７　受託者は、緊急その他止むを得ない事由により、あらかじめ再委託の承諾を得ることができない場合は、事後速やかに委託者の承諾を得るものとする。

（履行体制の把握）

第４条　受託者は、前条第３項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、同条第４項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

２　受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（業務計画書等の変更等）

第５条　受託者は、業務計画書及び四半期別経費内訳書の変更をしようとするときは、変更後の業務計画書及び四半期別経費内訳書を委託者に提出し承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

（１）経費については、当該年度における区分ごとの変更金額が当初の額の２０％を超えない場合。ただし、管理運営業務統括及び一般管理費が当初の額より増加する場合を除く。

（２）経費を除く他の事項については、業務の基本方針の変更及び業務内容の大幅な変更以外の場合。

２　委託者は、前項の変更後の業務計画書及び四半期別経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受託者と協議するものとする。

３　受託者は、第１項の軽微な変更をした場合は、当該変更部分についてその旨を書面により委託者に報告するものとする。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第６条　委託者又は受託者は、実施期間内で入札締切日から十二月を経過したあとに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して本件委託費の変更を請求することができる。

２　委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、契約締結時の価格水準、変更請求時の価格水準、当該契約における業務内容及び人件費、物件費その他の経費の構成等を勘案し、委託費の変更について協議するものとする。

３　前項の協議においては、公的機関が公表する指数（消費者物価指数、企業物価指数等）、最低賃金の改定額その他の客観的かつ合理的な指標及び資料を用いて、価格変動の程度を確認するものとする。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により本件委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「入札締切日」とあるのは、「直前のこの条に基づく本件委託費変更の基準とした日」とするものとする。

５　前項までの規定のほか、契約金額の変更の時期、変更額及び変更後の適用期間、その他具体の対応については、委託者及び受託書協議の上、変更契約書その他の書面により定めるものとする。

（委託業務の内容の変更等）

第７条　委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

　この場合において実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　第５条第１項及び第２項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第１項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（実施期間の延長等）

第８条　受託者は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

２　委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を精査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

３　前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年３パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第９条　委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要が生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　天災その他の不可抗力または受託者の故意若しくは重大な過失によらない事由のため必要を生じた経費については委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（検査及び引き渡し）

第１０条　受託者は、各年度の委託業務を完了したときは、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書（以下「完了報告書等」という。）を、委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の完了報告書等を受理したときは、その日から１０日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。

３　受託者は、前項の検査の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再度補正完了報告書等を委託者に提出しなければならない。この場合において、再検査については、前項の規定を準用する。

４　委託者は、第２項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果適正と認めた場合は、当該年度の委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。

５　前項の当該年度の委託料の確定額は、当該年度の委託業務に要した経費の実支出額と当該年度の委託料の限度額のいずれか低い額とする。

（委託料の支払）

第１１条　受託者は、前条第４項に基づく、委託料の通知を受けたのち、委託者に対して、所定の手続に従って、確定した当該年度の委託料の支払いを請求することができる。

２　委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に当該年度の委託料を支払わなければならない。

３　受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して遅延日数に応じ、年３パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払い

を請求することができる。

（概算払）

第１２条　受託者は、業務計画書及び四半期別経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として、委託料の概算払を請求することができる。

２　前条第２項の規定は、第１項の場合について準用する。

（概算払の精算）

第１３条　受託者は､第１０条の精算報告書の結果､既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、委託者にその旨を申請する。

２　受託者は、前項の結果に不足額が生じた場合には、委託者に不足額の支払いを請求することができる。ただし、不足額の請求は、当該年度の委託料の限度額と概算払により受領した金額の差額を超えることはできない。

３　委託者は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

４　受託者は、第１項の結果に余剰額が生じた場合には、委託者の発行する請求書に従い余剰額を返還するものとする。

（無体財産権の帰属）

第１４条　委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、委託者が承継するものとする。

（施設及び設備等の無償提供）

第１５条　委託者は、業務の遂行に必要な施設及び設備等（以下「提供施設等」という。）を受託者に無償で提供するものとする。

２　委託者から受託者に提供する提供施設等の品名、規格、数量等は個別仕様書に定めるところによる。

（残存物件の処理に関する事項）

第１６条　受託者は、委託業務完了の際、残存する備品で委託者がその費用を負担したものについては当該備品を委託者に引き渡すものとする。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用するものは、この限りでない。

（契約の解除等）

第１７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）受託者の責めに帰すべき事由により、実施期間内に委託業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと明らかに認められるとき

（２）第１９条の規定に違反したとき

（３）前２号のほか、委託者において、受託者が第２０条別紙の特約条項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要項等の定めるところ若しくはその他この契約に関する委託者の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき

（４）受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第カ号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、受託者に当該年度の業務完了部分の報告書を提出させ、完了確認の上適正と認めた部分に相応する金額を支払うものとする。

３　第１０条及び第１１条の規定は、前項の完了確認及び委託料の支払について準用する。

４　第２項の場合において、第１２条に規定する概算払金の支払があったときはこれを精算するものとし、受託者は当該年度の受領済の概算払金になお余剰があるときは、その余剰額に概算払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の利息を付して委託者に返還しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１７条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、委託料の限度額の１０分の１に相当する額を違約金として、委託者の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、前条第２項に定める業務完了部分がある場合は、委託料の限度額から当該完了部分（本契約を締結した会計年度以外においては、当該年度以前の完了部分を含めるものとする）に相応する額を控除する。

(1)　前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（報告の義務等）
第１８条　委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、または報告を求めることができる。
２　委託者は、受託者に対して委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託料の経理及び監査）
第１９条　受託者は、委託料の経理について、他の経理と区分し、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。
　なお、当該帳簿については、受託者において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。
２　受託者は、業務計画書に記載された各区分相互間の流用（当該金額の相互間における２割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
３　委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
４　受託者は、第１項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（委託料の経理等に関する特約）
第２０条　委託料の経理等に関する事項については、別紙に定める特約によるものとする。

（調査職員）
第２１条　委託者は、この契約の履行に関し委託者の指定する職員（以下「調査職員」という。）を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。
２　調査職員は、この契約書の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
（１）契約の履行についての受託者又は受託者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
（２）この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答
（３）業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（総括責任者及び業務責任者）
第２２条　受託者は、委託業務を実施するに当たって総括責任者及び業務責任者を定め、その氏名を委託者に通知するものとする。また、総括責任者及び業務責任者を変更したときも同様とする。
２　総括責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

（秘密の保持）
第２３条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
（個人情報の管理）
第２４条　この契約を履行するために委託者から受託者に個人情報の提供があった場合は、受託者は、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を

講じなければならない。
２　受託者は、委託者から提供された個人情報を、第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。
３　受託者は、委託者から提供された個人情報を、この契約以外の目的で複製してはならない。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、委託者から提供された個人情報が記録された媒体のすべてを返却するものとする。
４　受託者は、委託者から提供された個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は速やかに委託者へ報告するものとする。
５　受託者は、委託者から提供された個人情報について、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。
６　受託者は、委託者から提供された個人情報について、受託者又は再委託先の責めに帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、受託者はこれにより委託者又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

（事務の引継ぎ）
第２５条　受託者は、業務委託契約が完了する場合、又は解除になる場合は、委託者及び委託者が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。引継ぎに当たっては、必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、委託契約が引き続き締結され、当該委託業務を継続する場合はこの限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第２６条　受託者(共同体にあっては、その構成員。以下同じ。)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
（１）この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）

に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第２７条　本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、委託者と受託者とが協議の上、これを解決するものとする。

（別 紙）

委託契約に関する特約条項

第１ 受託者は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、R9-12民族共生象徴空間管理運営業務共通仕様書第12条に規定する実施計画書（様式1 年度業務費内訳書）に計上した経費ごとに区分経理の徹底を図ること。

第２ 受託者は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低５年間必ず保存すること。

第３ 受託者は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。

第４ 委託者は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の使途その他必要な事項について、公益財団法人アイヌ民族文化財団の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する場合があるものとし、この場合、受託者はこれに応じなければならないこと。

第５ 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する使途基準に従わなければならないこと。

第６ 委託者は、受託者が前記第１から第５までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年３パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、受託者は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置に関する特記事項

1　本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否します。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行います。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とします。

2　１により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により委託者に報告します。

3　１及び２の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置があることを了承します。

4　本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行います。

契約の履行に当たり、上記事項を遵守いたします